

○中国地方整備局告示第76号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年9月16日

中国地方整備局長 藤田 武彦

第1 起業者の名称 岡山県

第2 事業の種類 一般県道242号川入巖井線改築工事（岡山県岡山市川入地内から同市西花尻地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 岡山県岡山市川入字八幡西及び同市西花尻字八幡後地内

2 使用の部分 岡山県岡山市川入字八幡西及び同市西花尻字八幡後地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県岡山市川入地内を起点とし、同市白石西新町地内を終点とする延長約2.3km区間を全体計画区間とする「一般県道242号川入巖井線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般県道242号川入巖井線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、岡山県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である岡山県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

・ 得られる公共の利益

本件事業は、本件事業区間を対象として道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく第4種第1級の4車線道路として現道拡幅方式により整備するものである。

本件事業区間は、一般県道389号吉備津松島線、都市計画道路富本町三田線、都市計画道路三田五軒屋海岸通線と一体となって、岡山市と倉敷市を連絡し、日常生

活、産業活動等、地域活力の向上や安全で安心できる暮らしの実現など多面的に地域を支える路線としての機能発揮が期待されているが、慢性的な渋滞が生じ、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。

また、岡山市と倉敷市のほぼ中間に位置する倉敷市松島地内には、救命救急センターである川崎医科大学附属病院があり、県下全域を対象とした三次医療施設として機能している。当該病院は、一般県道162号岡山倉敷線の沿線施設であり、岡山市から当該病院へのアクセスは、一般県道162号岡山倉敷線を利用することが最短経路となるが、一般県道162号岡山倉敷線は2車線道路にもかかわらず、日中を通じて混雑状況が著しく、当該病院へのアクセス性を十分に確保することが困難な状況である。さらに、古くから岡山と倉敷の間を連絡する主要幹線道路として供用されていたため、沿線には、店舗、住居等が連担し、交通容量の拡大を図ることは難しい。他のアクセス経路としては一般国道2号経由、本路線経由が考えられるが、一般国道2号も混雑時には著しい速度低下が生じる上、南側を大きく迂回するため、岡山都心部からのアクセス性は低い状況である。

一方、本件事業区間は一般県道162号岡山倉敷線とほぼ並行することから、距離損失も少ない上、本件事業区間を除けば、ほぼ多車線道路で接続されているため、本件事業の施行により大幅に時間短縮されると期待できる。さらに、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画においても、本件事業区間は第一次緊急輸送道路に指定されており、岡山市と倉敷市を多車線道路で直接的に連絡することは、防災観点上、非常に有効であると考えられている。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動について、起業者が既存文献を基に検証を行っている。この結果、大気汚染、騒音及び振動については、環境に対する保全目標を満足するとしている。よって、本件事業の施行に伴う環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

- ・ 失われる利益

全体計画区間内の土地に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地等が含まれるが、起業者が岡山県教育庁文化財課に確認した結果、既に遺跡調査が完了しており、工事を行っても差し支えないとの結論を得ているため、工事の影響は軽微であると認められる。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び岡山県レッドデータブックによる起業地内における稀少動植物について起業者が既存文献を基に確認したが、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられなかったとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

- ・ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の決定に当たっては、本路線の起終点の位置選定及び起終点間の路線選定について、「家屋連たん地区および沿道店舗の回避」、「事業完了区間および他の事業との整合」、「事業の効率性」、「線形、勾配及び構造物等」の社会的、

経済的及び技術的条件について検討し決定された。

起終点の位置選定について、本件事業の起点は、岡山県岡山市川入地内の一般県道245号真金吉備線及び市道川入61号線と交差する川入交差点を起点とし、終点は主要地方道61号妹尾御津線と交差する新花尻交差点としている。

次に本件事業の具体的ルートは、起点から新幹線高架と並行する南側の道路であり、ルートは東側に進み、市道川入庭瀬2号線及び市道川入59号線とそれぞれ平面交差する。

さらに直進して、同市西花尻地内に入り、八幡神社の北側を通り、一般県道245号真金吉備線、市道西花尻平野線、市道西花尻30号線と平面交差する。ルートはさらに東に直進し、同市東花尻地内に入り、市道東花尻平野線、市道東花尻21号線、市道東花尻29号線及び市道東花尻30号線と平面交差し、終点に至るものである。

また、本件事業が都市計画決定された区間のルート及び標準幅員について整合しており、合理的な計画であると判断されている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

- ・ 事業を早期に施行する必要性

現在の交通状況は、3・で述べたように、本件事業区間は、一般県道389号吉備津松島線、都市計画道路富本町三田線、都市計画道路三田五軒屋海岸通線と一体となって、岡山市と倉敷市を直接的に連絡し、日常生活、産業活動等、地域活力の向上や安全で安心できる暮らしの実現など多面的に地域を支える路線としての機能発揮が期待されているが、都市周辺部の市街地化が低密度で拡大しているため流入交通に起因した慢性的な渋滞が生じ主要幹線道路としての機能が著しく失われている。

また、岡山市、倉敷市及び周辺8市町（現在合併により5市町）が交通円滑化総合対策実施都市圏に指定され、策定された岡山都市圏交通円滑化総合計画において本路線も短期的に整備を推進する事業の具体的施策として位置づけられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- ・ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県岡山市役所